

## 令和2年度上半期における下請法の運用状況、企業間取引の公正化への取組

令和2年11月18日  
公正取引委員会

### 第1 下請法の運用状況

#### 1 書面調査の実施状況（第1表参照）

下請取引においては、親事業者の下請法違反行為により下請事業者が不利益を受けている場合であっても、その取引の性格から、下請事業者からの自発的な情報提供が期待しにくい実態にある。

このため、公正取引委員会では、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的な書面調査を実施するなどして、下請事業者が親事業者の下請法違反被疑事実を情報提供しやすい環境整備に取り組むことにより、違反行為の発見のために積極的な情報収集に努めている。

令和2年度における書面調査は、これまでに資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者60,000名を対象に実施し（6月）、また、当該親事業者と取引のある下請事業者300,000名を対象に実施した（10月）ところである。

第1表 書面調査の実施状況

[単位：名]

	親事業者調査	下請事業者調査	合計
令和2年度	60,000	300,000	360,000
製造委託等 <sup>(注1)</sup>	36,128	196,879	233,007
役務委託等 <sup>(注2)</sup>	23,872	103,121	126,993
令和元年度	60,000	300,000	360,000
製造委託等	35,810	200,190	236,000
役務委託等	24,190	99,810	124,000
平成30年度	60,000	300,000	360,000
製造委託等	39,175	211,741	250,916
役務委託等	20,825	88,259	109,084

(注1) 製造委託等：製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

(注2) 役務委託等：情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局 経済取引局 取引部

下請取引調査室 電話03-3581-3374（直通）（第1関係）

企業取引課 電話03-3581-3373（直通）（第2～第3関係）

ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>

（下請法に係る相談・申告等 <https://www.jftc.go.jp/shitauke/madoguti.html>）

## 2 下請法違反被疑事件の処理状況

令和2年度上半期（令和2年4月から9月まで。以下同じ。）における下請法違反被疑事件の処理状況は、以下のとおりである。

### (1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況

#### ア 新規着手状況

新規に着手した下請法違反被疑事件は5,395件であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が親事業者及び下請事業者を対象に行った書面調査によるものが5,342件、下請事業者等からの申告によるものが52件、中小企業庁長官による措置請求によるものが1件となっている。

#### イ 処理状況

下請法違反被疑事件の処理件数は5,335件であり、このうち、5,272件について、下請法第7条の規定に基づく勧告又は違反行為の改善を求める指導（違反のおそれのある行為に対する指導を含む。以下同じ。）の措置を講じている。

##### (7) 勧告（第1図参照）

勧告件数は3件であり、うち、2件は製造委託等に係るもの、1件は役務委託等に係るものであった。

勧告の対象となった違反行為類型の内訳については、下請代金の減額が2件、返品が1件となっており、その概要は別紙1のとおりである。

##### (4) 指導（第2図参照）

指導件数は5,269件であり、このうち3,537件が製造委託等に係るもの、1,732件が役務委託等に係るものであった。

##### (ウ) 地区ごとの措置件数（別紙2参照）

措置件数（勧告又は指導を行った事件の件数をいう。以下同じ。）5,272件の都道府県ごとの内訳については別紙2のとおりである。

##### (イ) 下請法違反実例等（別紙3参照）

###### a 新型コロナウイルス感染症に関連するもの

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、事業活動に様々な影響が生じているところ、親事業者による受領拒否などの下請法違反となる行為が起り得ることが懸念されている。

公正取引委員会は、令和2年4月28日以降、下請法違反行為について改善指導を行った親事業者5,084名に対し、当該指導に加えて、新型コロナウイルス感染症による取引への影響について、下請事業者に対して適切な配慮をするとともに、適正な費用負担なしに一方向的に契約を変更・解除するなどの下請法違反行為を行わないよう注意喚起を行ったほか、同年6月、親事業者60,000名に対し、定期調査を行う際に、同様の注意喚起を行った。

公正取引委員会は、新型コロナウイルス感染症に関連する下請法違反行為について厳正に対処することとしているところ、新型コロナウイルス感染症に関連する下請法違反実例は別紙3の1のとおりである。

###### b 働き方改革に関連するもの

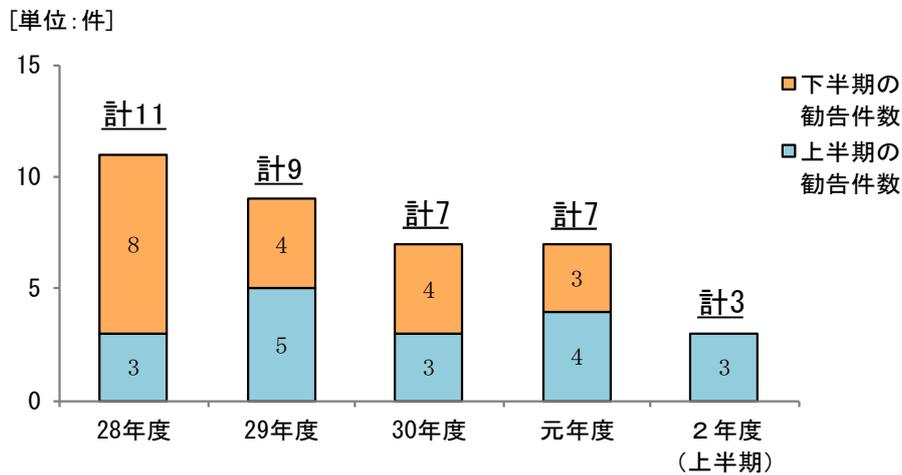
政府を挙げて働き方改革が推進されている。公正取引委員会は、親事

業者による長時間労働の削減等の取組が、下請事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注等の「しわ寄せ」を生じさせないように、このような事案に接した場合には厳正に対処することとしているところ、働き方改革に関連する下請法違反実例は別紙3の2のとおりである。

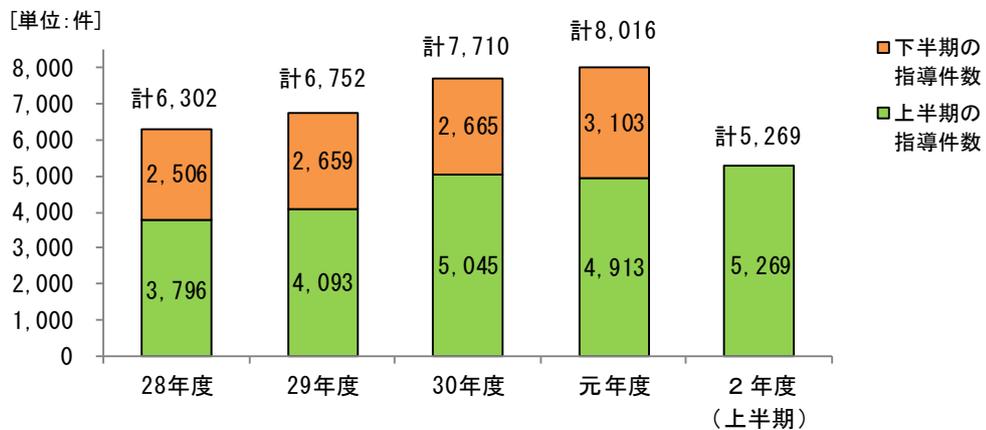
**c 金型に関連するもの**

金型に関する取引条件の改善については、以前から、中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議等において議論されているところ、令和元年8月からは「型取引の適正化推進協議会」が開催され、同年12月にはその報告書が取りまとめられている。これらも踏まえ、公正取引委員会は、不適切な金型取引の事案に接した場合には厳正に対処することとしているところ、金型に関連する下請法違反実例は別紙3の3のとおりである。

**第1図 勧告件数の推移**



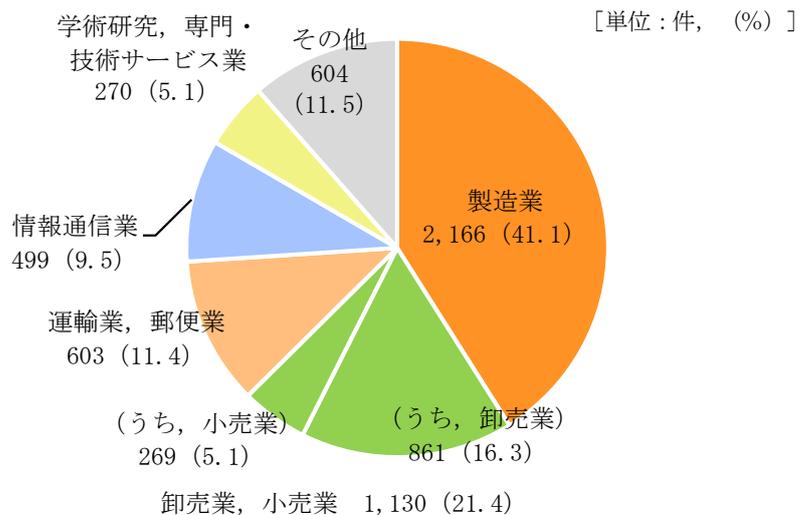
**第2図 指導件数の推移**



## ウ 措置件数の業種別内訳

下請法違反事件に係る措置件数を業種別にみると、①製造業の件数が最も多く(2,166件,41.1%)、②卸売業,小売業(1,130件,21.4%)、③運輸業,郵便業(603件,11.4%)がこれに続いている(第3図参照)。これは、これらの業種に属する事業者が多いこと、及び、これらの業種において下請取引が多く行われていることが要因であると考えられる。

第3図 措置件数(5,272件)の業種別内訳



(注1) 業種は、日本標準産業分類大分類による。

(注2) ( ) 内の数値は措置件数全体に占める比率であり、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とならない。以下同じ。

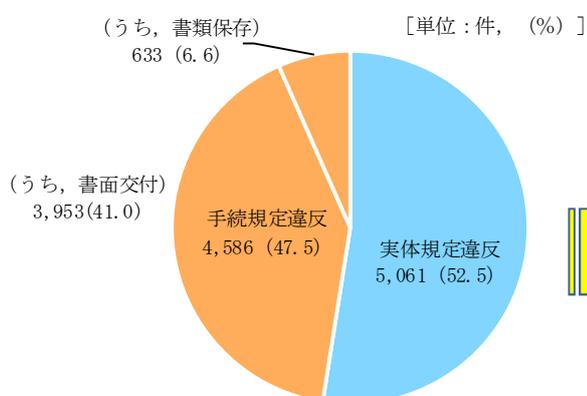
## (2) 下請法違反行為の類型別件数

ア 勧告又は指導を行った事件における下請法違反行為を類型別にみると、発注書面の交付義務等を定めた手続規定に係る違反(下請法第3条又は第5条違反)が4,586件、親事業者の禁止行為を定めた実体規定に係る違反(下請法第4条違反)が5,061件となっている(第4-1図参照)。

イ 実体規定違反行為の類型別内訳としては、①下請代金の支払遅延が2,986件(実体規定違反行為の類型別件数の合計の59.0%)と最も多く、次いで、②減額(917件,18.1%)、③買ったたき(551件,10.9%)となっており、これら3つの行為類型で全体の約9割を占めている(第4-2図参照)。

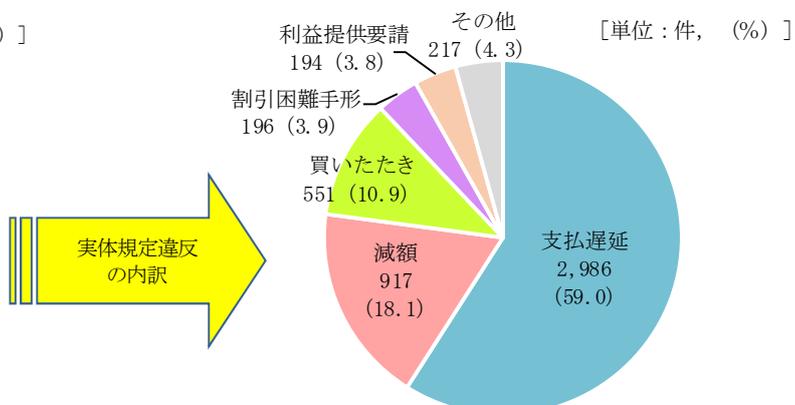
(注) 一つの事案において複数の行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるため、違反行為の類型別件数の合計と前記(1)の措置件数とは一致しない。

**第4-1図**  
**類型別件数 (9,647 件) の内訳**



(注) ( ) 内の数値は類型別件数に占める比率である。

**第4-2図**  
**実体規定違反件数 (5,061 件) の行為類型別内訳**



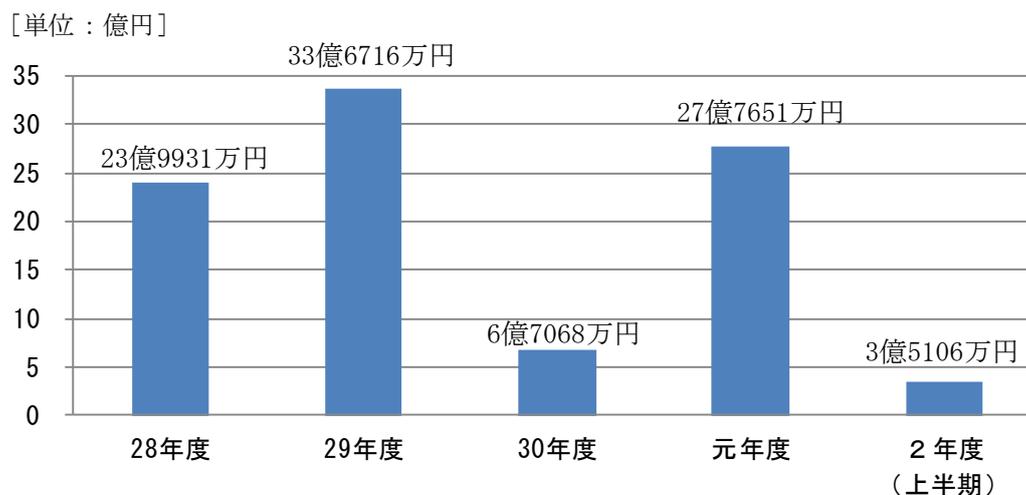
(注) ( ) 内の数値は実体規定違反件数に占める比率である。

**(3) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況**

令和2年度上半期においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者延べ105名から、下請事業者延べ4,211名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額3億5106万円相当の原状回復が行われた。

なお、平成28年度以降の原状回復額の推移については第5図のとおりである。

**第5図 原状回復額の推移**



#### (4) 下請法違反行為を自発的に申し出た親事業者に係る事案（第2表参照）

公正取引委員会は、親事業者の自発的な改善措置が下請事業者が受けた不利益の早期回復に資することに鑑み、公正取引委員会が調査に着手する前に、違反行為を自発的に申し出、かつ、下請事業者に与えた不利益を回復するために必要な措置等、自発的な改善措置を採っているなどの事由が認められる事案については、親事業者の法令遵守を促す観点から、下請事業者の利益を保護するために必要な措置を採ることを勧告するまでの必要はないものとして取り扱うこととし、この旨を公表している（平成20年12月17日公表<sup>(注1)</sup>）。

令和2年度上半期においては、上記のような親事業者からの違反行為の自発的な申出は16件であった。また、令和2年度上半期においては、親事業者からの違反行為の自発的な申出により、下請事業者2,509名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額2927万円相当の原状回復が行われた<sup>(注2)</sup>。

(注1) [https://www.jftc.go.jp/shitauke/shitauke\\_tetsuduki/081217.html](https://www.jftc.go.jp/shitauke/shitauke_tetsuduki/081217.html)

(注2) 前記(3)記載の金額の内数である。

**第2表 自発的な申出の件数**

[単位：件]

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (上半期)
61	47	73	78	16

## 第2 企業間取引の公正化への取組

公正取引委員会は、企業間取引の公正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。令和2年度上半期の状況は次のとおりである。

### 1 下請法等に係る講習会

企業のコンプライアンス意識の高まりや初心者向けの講習会開催に係る要望等を踏まえ、下請法等に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした「基礎講習会」を実施している。

令和2年度上半期においては、43回の講習会を実施した。

### 2 下請法等に係る相談

#### (1) 相談受付

公正取引委員会では、地方事務所等を含めた全国の相談窓口において、年間を通して、下請法等に係る相談を受け付けている。

令和2年度上半期においては、5,420件の相談に対応した。

#### (2) 中小事業者のための移動相談会

下請事業者を始めとする中小事業者からの求めに応じ、全国の当該中小事業者が所在する地域に公正取引委員会の職員が出向いて、下請法等について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行う「中小事業者のための移動相談会」を実施している。

令和2年度上半期においては、1か所で実施した。

<https://www.jftc.go.jp/event/kousyukai/idousoudankai.html>

#### (3) 独占禁止法相談ネットワーク

公正取引委員会は、商工会議所及び商工会の協力の下、独占禁止法相談ネットワークを運営しており、独占禁止法及び下請法に関する中小事業者からの相談に適切に対応することができるように、全国の商工会議所及び商工会が有する中小事業者に対する相談窓口（約2,250か所）を活用し、相談を受け付けている。

また、全国の商工会議所及び商工会において相談業務に従事する経営指導員向けの研修会等に公正取引委員会の職員を講師として派遣しているところ、令和2年度上半期においては、3回講師を派遣するとともに、中小事業者向けリーフレット（「1分で分かる！独禁法」）等の参考資料を配布した。

### 3 下請取引等改善協力委員

公正取引委員会は、下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等に下請取引等改善協力委員を委嘱している。令和2年9月末時点の下請取引等改善協力委員（定員）は153名である。

令和2年度上半期においては、5月以降、下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行った。寄せられた主な意見の概要は別紙4のとおりである。

#### 4 コンプライアンス確立への積極的支援

公正取引委員会は、事業者等からの下請法等に係る相談に応じるとともに、下請法等の一層の普及・啓発を図るため、事業者団体が開催する研修会等に講師を派遣している。

令和2年度上半期においては、事業者団体等へ5回講師を派遣した。

#### 5 取引実態調査等

公正取引委員会は、企業間取引の公正化を図る必要性が大きい分野について、実態調査等を実施し、独占禁止法及び下請法の普及・啓発等に活用している。

##### (1) コンビニエンスストア本部と加盟店との取引等に関する実態調査報告書

公正取引委員会は、コンビニエンスストアについて、近年、24時間営業をはじめとして、これまでの本部と加盟店との在り方を見直すような動きが生じており、また、前回の調査（平成23年）からも一定の期間が経過していることから、我が国に所在する大手コンビニエンスストアチェーンの全ての加盟店約5万7千店を対象とする初めての大規模調査を実施し、実態調査報告書を令和2年9月2日に公表した。

調査の結果、「予想売上げ又は予想収益の額に関する説明」、「仕入数量の強制」、「年中無休・24時間営業」及び「ドミナント出店」等、今なお多くの取り組むべき課題が存在することが明らかになったことから、独占禁止法上及び競争政策上の考え方等を取りまとめた。

また、コンビニエンスストア本部に対して、仕入数量の強制をはじめとした独占禁止法上の問題となり得る点等を指摘した上で、直ちに自主的に点検及び改善を行うとともに、点検結果と改善内容について、公正取引委員会に報告するよう要請した。加えて、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会に対して、会員各社に対して本報告書の内容を周知するよう要請した。

さらに、普及啓発のために本報告書の内容等について広く周知を行うとともに、独占禁止法上の考え方の明確化と問題行為の未然防止を図る観点から、フランチャイズ・ガイドラインの改正を行うほか、違反行為に対しては厳正に対処していく。

##### (2) 荷主と物流事業者との取引に関する書面調査

公正取引委員会は、荷主による物流事業者に対する優越的地位の濫用を効果的に規制する観点から、平成16年3月8日、「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」（以下「物流特殊指定」という。）を指定し、荷主と物流事業者との取引の公正化を図っている。

令和2年9月に、荷主を対象とする書面調査を開始し、調査票（30,000通）を発送した。今後、調査対象とした荷主と取引のある物流事業者に対する書面調査の実施を予定している。

## 6 新型コロナウイルス感染症関係

### (1) 「新型コロナウイルス感染症拡大に関連する下請取引Q&A」の公表

新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受ける下請等中小企業との取引に関して、公正取引委員会及び中小企業庁が連名で下請法の考え方を示したQ&Aを作成し、令和2年5月13日に公表した。

### (2) 下請法基礎講習会のe-ラーニング教材の公表

公正取引委員会は、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中で、下請法基礎講習会に参加できなくとも、下請法等の基礎知識を習得できるよう、下請法基礎講習会の内容を動画や資料にまとめたe-ラーニング教材を作成し、公表した。

[https://www.jftc.go.jp/event/kousyukai/e-learning/shitauke\\_kiso\\_e-learning.html](https://www.jftc.go.jp/event/kousyukai/e-learning/shitauke_kiso_e-learning.html)

## 第3 今後の取組

公正取引委員会は、令和2年度上半期において、下請法違反行為に対して迅速かつ効果的に対処するとともに、違反行為の未然防止を図るための様々な取組を実施してきたところであるが、新型コロナウイルス感染症の影響等により、下請事業者の多くが依然として厳しい対応を迫られていると考えられることから、引き続き、以下の施策について取り組むこととする。

### 1 下請法違反行為に対する迅速かつ効果的な対処

下請法違反被疑行為を行っている親事業者に対して積極的に調査を行い、重大な違反行為に対しては勧告を積極的に行うなど、下請法違反行為に対して迅速かつ効果的に対処していく。

### 2 下請法等違反行為の未然防止

#### (1) 下請取引適正化推進月間の実施

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請法の概要等を説明する「下請取引適正化推進講習会」を全国各地で実施するなど、下請法の普及・啓発を図っている。

令和2年度においては、下請取引適正化推進月間を効果的にPRすることを目的として、キャンペーン標語についての一般公募を実施し、【叩くのは 価格ではなく 話し合いの扉】を特選作品として選定した。また、全国32会場において講習会を実施することとしている。

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/oct/201001.html>

#### (2) 応用講習会

企業のコンプライアンス意識の高まりや事例研究を中心とした応用的な内容に関する講習を受けたいといった要望等を踏まえ、下請法等に関する基礎知識を有する者を対象とした「応用講習会」を、令和2年12月以降、12回実施する予定である。

### (3) 業種別講習会

過去に下請法等に係る違反行為がみられた業種、各種の実態調査で問題がみられた業種等の事業者に対して一層の法令遵守を促すことを目的として、業種ごとの実態に即した分かりやすい具体例を用いて説明を行う「業種別講習会」を実施している。

本年度は、荷主、物流事業者向けに、要望が多い物流特殊指定に係る講習会を令和2年12月以降、9回実施する予定である。

### (4) 下請法遵守の要請文書の発出

年末にかけての金融繁忙期においては、下請事業者の資金繰り等について厳しさが増すことが懸念されることから、下請代金の支払遅延や減額、買ったたき等の行為が行われることのないよう、令和2年11月13日に、関係事業者団体に対し、下請法の遵守の徹底等を文書により要請した。

下請法の各種講習会に参加しなくても、下請法の理解に役立つよう、講習用動画「やさしく解説・よくわかる下請法講座～下請取引で困らないために～」を下記のウェブサイトで開催中。

(公正取引委員会ウェブサイト)

<https://www.jftc.go.jp/houdou/douga.html>

(YouTube 公正取引委員会チャンネル)

<https://www.youtube.com/c/JFTCchannel>

～下請法関係のパンフレットは下記の公正取引委員会ウェブサイトに掲載～

<https://www.jftc.go.jp/houdou/panfu.html>

## 令和2年度上半期における勧告事件

① (株)リーガルコーポレーションに対する件 (令和2年4月10日)	
親事業者	(株)リーガルコーポレーション (本社 千葉県)
事業内容	紳士靴, 婦人靴等の製造販売
下請取引の内容	紳士靴, 婦人靴等並びにその部材の製造
違反行為の概要 (期間)	【返品 (第4条第1項第4号)】 下請事業者から紳士靴, 婦人靴等並びにその部材 (以下「商品等」という。) を受領した後, 当該商品等に係る品質検査を行っていないにもかかわらず, 当該商品等に瑕疵があることを理由として, 下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに, 当該商品等を引き取らせていた (平成30年8月~令和元年10月)。
返品金額	下請事業者26名に対し, 総額1147万4218円

② (株)コモディイイダに対する件 (令和2年6月18日)	
親事業者	(株)コモディイイダ (本社 東京都)
事業内容	食料品, 日用雑貨品等の販売
下請取引の内容	食料品等の製造
違反行為の概要 (期間)	【下請代金の減額 (第4条第1項第3号)】 次のアからウまでの額を下請代金の額から差し引くことにより, 下請代金の額を減じていた。 ア 「リベート」 <sup>(注1)</sup> の額 (平成29年1月~平成30年7月) イ 「POP代」 <sup>(注2)</sup> の額 (平成29年1月~平成30年1月) ウ 下請代金を下請事業者の金融機関口座に振り込む際に, コモディイイダが実際に金融機関に支払う振込手数料を超える額 (平成29年1月~令和2年2月)
減額金額	下請事業者14名に対し, 総額1635万36円 【勧告前に返還済み】
備考	中小企業庁長官からの措置請求案件

(注1) 下請事業者の取り扱う商品の取引増大に努力するためとして下請代金の額に一定率を乗じて得た額を徴収したものの。

(注2) プライスカード広告の作成費用等として差し引いていたもの。

③ (株)フジデンに対する件 (令和2年7月30日)	
親事業者	(株)フジデン (本社 大阪府)
事業内容	家電製品の配送及び設置
下請取引の内容	家電製品の配送及び設置
違反行為の概要 (期間)	<p>【下請代金の減額 (第4条第1項第3号)】</p> <p>次のア及びイの額を下請代金の額から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。</p> <p>ア 「CS管理費」<sup>(注1)</sup>の額 (平成29年9月～平成30年11月)</p> <p>イ 「防犯カメラ代」<sup>(注2)</sup>の額 (平成29年9月～平成30年12月)</p>
減額金額	下請事業者12名に対し、総額2882万6725円 【勧告前に返還済み】

(注1) 顧客満足度向上のためのフジデンにおける取組に要する費用として徴収した金銭のこと。

(注2) 実施には利用実態がなく、費用が発生していない防犯カメラに係る費用として徴収した金銭のこと。

～勧告事件の詳細は下記の公正取引委員会ウェブサイトに掲載～

<https://www.jftc.go.jp/shitauke/shitaukekankoku/index.html>

## 措置件数（5,272件）の都道府県ごとの内訳

[単位：件]

令和2年度上半期			令和元年度 上半期
地区	都道府県	件数	
北海道地区	北海道	236	238
東北地区	青森県	25	29
	岩手県	45	34
	宮城県	71	56
	秋田県	26	17
	山形県	56	40
	福島県	67	32
東北地区計		290	208
関東甲信越 地区	茨城県	82	66
	栃木県	61	51
	群馬県	75	63
	埼玉県	206	174
	千葉県	119	98
	東京都	1,339	1,441
	神奈川県	306	238
	新潟県	114	104
	山梨県	28	22
	長野県	101	80
関東甲信越地区計		2,431	2,337
中部地区	富山県	30	30
	石川県	28	30
	岐阜県	43	38
	静岡県	90	67
	愛知県	172	178
	三重県	23	26
中部地区計		386	369

令和2年度上半期			令和元年度 上半期
地区	都道府県	件数	
近畿地区	福井県	44	46
	滋賀県	62	50
	京都府	129	114
	大阪府	562	490
	兵庫県	192	204
	奈良県	29	22
	和歌山県	23	27
近畿地区計		1,041	953
中国地区	鳥取県	28	14
	島根県	30	33
	岡山県	86	66
	広島県	187	138
	山口県	51	48
中国地区計		382	299
四国地区	徳島県	27	27
	香川県	52	68
	愛媛県	51	52
	高知県	39	29
四国地区計		169	176
九州地区	福岡県	177	157
	佐賀県	13	24
	長崎県	26	26
	熊本県	20	48
	大分県	16	16
	宮崎県	17	21
	鹿児島県	16	34
	九州地区計		285
沖縄地区	沖縄県	52	11
全国計		5,272	4,917

(注) 措置を採った親事業者の本社所在地により区分している。

## 令和2年度上半期における下請法違反実例

## 1 新型コロナウイルス感染症に関連するもの

## ○不当な給付内容の変更及び不当なやり直し

企業等から受託した職員研修の講師業務を下請事業者にも再委託している社員教育受託会社A社（本社東京都）は、新型コロナウイルス感染防止を理由に取引先から講師派遣をキャンセルされたことを理由として、下請事業者が生じた費用を負担することなく、下請事業者への発注を取り消していた。

このような行為は、下請法が禁止する不当な給付内容の変更及び不当なやり直しに該当するおそれがある。

## 2 働き方改革に関連するもの

## ○不当な経済上の利益の提供要請

遊技用具の付属品の製造を下請事業者にも委託している製造販売会社B社（本社東京都）は、下請事業者に対し、自社の取引先遊技場に当該付属品を納品させているところ、自社で行うべき当該付属品の設置作業を下請事業者にも無償で要請していた。

このような行為は、下請法が禁止する不当な経済上の利益の提供要請に該当するおそれがあるとともに、下請事業者の働き方改革を妨げるものである。

自動車部品の製造を下請事業者にも委託している製造会社C社（本社神奈川県）は、下請事業者から当該部品を受領した後、下請事業者に対し、不良品の有無を確認する作業を当該作業に要する費用を支払うことなく行わせていた。

このような行為は、下請法が禁止する不当な経済上の利益の提供要請に該当するとともに、下請事業者の働き方改革を妨げるものである。

## ○不当な給付内容の変更及び不当なやり直し

システムキッチンの取付け作業を下請事業者にも委託している住宅設備機器製造販売会社D社（本社千葉県）は、下請事業者にも委託した作業がD社側に生じた事情でできなくなったにもかかわらず、そのことによって下請事業者にも生じた費用を負担していなかった。また、当該作業を後日、土曜日、日曜日又は祝日に委託していた。

このような行為は、下請法が禁止する不当な給付内容の変更及び不当なやり直しに該当するとともに、下請事業者の働き方改革を妨げるものである。

### 3 金型に関連するもの

#### ○不当な経済上の利益の提供要請

金型の製造を下請事業者に委託しているプラスチック製品製造会社E社（本社東京都）は、自社が所有権を持つ金型を下請事業者に貸与して製品の製造を委託しているところ、長期間使用されない金型を無償で保管させている。

このような行為は、下請法が禁止する不当な経済上の利益の提供要請に該当するおそれがある。

## 下請取引等改善協力委員から寄せられた主な意見

下請取引等改善協力委員から、下請取引等をめぐる最近の状況等について意見を聴取したところ、寄せられた主な意見は以下のとおりである。

### 1 下請取引等をめぐる最近の状況

#### (新型コロナウイルス感染症の影響について)

- スポーツ等のイベントや冠婚葬祭の自粛、学校の休校、工場の停止など広範囲に様々な影響を受け、関連する商品やサービスの売上高が大きく減少した。(製造業、運輸業、卸売業、情報通信業)
- ソフトウェア開発において、新型コロナウイルス感染症の影響で、クライアントと対面での打合せができなくなり、本年5月、6月には、従業員の約1割が仕事がない状況になってしまった。(情報通信業)
- 観光関連業務については、本年4月から7月頃まで、ほぼ受注できなくなった。(印刷業)
- 外出の自粛、ステイホームの取組などから、小売業者向けの食品を取り扱っている事業者は、売上高が増加した。(製造業、運輸業、卸売業)
- 消毒用アルコールの需要が増え、それに伴い容器等の関連物品の需要も増えたため、工場稼働率や売上高が増加した。(製造業)

#### (諸費用の水準の変化と対応について)

- 食品の原材料の価格が高騰しているところ、小売店への販売価格について、原材料高騰分の価格転嫁ができていない。(製造業)
- 燃料費については、本年3月から急速に値下がりしているが、その他のコストについては上昇するものがあるところ、主要な取引先から運賃引下げ要請は出ていない。(運輸業)
- 金属製品は素材のコスト変動の影響を受けやすいが、素材の価格変動に合わせて取引価格の見直しを行っている。(製造業)

#### (支払方法等の変化について)

- 未だに手形による支払が多い業界があり、特に大手の支払のほとんどが手形となっている。下請法対象取引ではないが180日の手形期間のものが多く、このような手形を現金割引すると年率5パーセントから6パーセントが割り引かれてしまう。(製造業)

- 電子記録債権について、手形と比較すると管理の手間が省けるなどのメリットはあるものの、決済期間が従前と変わらない120日の電子記録債権によって支払われている限り経営は厳しい。（製造業）

#### （働き方改革に伴うしわ寄せ等について）

- 働き方改革に起因する発注者の事情による短納期発注について、受注側に残業等の追加的な費用が発生した。（製造業）
- 取引先担当者が休暇の取得やテレワークを行う際に、下請事業者との連絡調整手段を講じてくれていないと、了承が得られず作業を中断せざるを得なくなるときがあり、作業中止により発生するコストが代金に転嫁できない場合が多い。（製造業）
- ドライバーの長時間労働につながる取引先での積み待ちの時間については、取引先と交渉して、待ち時間が長くなる見込みであれば翌日集荷に変更することが認められるようになった。（運輸業）

#### （その他）

- 取引先から、定期的な原価低減の要請や、値下げ要請の通知がなされることがある。（製造業）
- 最低賃金が上昇している中で、修理に要する保険金の算定において、保険会社が算出する工賃単価がほとんど上昇していないため、実質上、修理費用が低く抑えられている。（サービス業）

## 2 公正取引委員会への意見・要望等

- 公正取引委員会で国民に情報発信を行う場合には、内容をもっと分かりやすくかみ砕いた言い方に直して発信した方が、受け取る側にもなじみやすい。（情報通信業）
- 協力委員になったおかげで、下請法の知識が増えた。下請事業者であるとともに、自分たちが下請を使って親事業者の立場になることもあるということに気付かされた。（製造業）

下請法違反勧告事件一覧（平成 28 年 4 月 1 日以降）

年度-No.	関係人 (注1)	分野 (注2)	勧告 年月日	違反内容	下請代金の減額		その他(注3)	
					対象下請 事業者数 (名)	減額金額 (円)	対象下請 事業者数 (名)	金額 (円)
28- 1	㈱日本セレモニー	役務 情報	H28.6.14	購入強制(おせち料理等)			144	33,021,500
28- 2	㈱ファミリーマート	製造	H28.8.25	減額(開店時販促費, カラー写真台帳制作費, 売価引き)	20	約650,000,000		
28- 3	㈱ジジージャパン	製造	H28.9.27	減額(分荷・荷捌手数料, 達成レポート等) 不当な経済上の利益の提供要請(特別販促 金, デザイン費等)	23	47,165,685	25	17,488,932
28- 4	㈱JFRオンライン	製造	H28.11.11	減額(買先負担額, 媒体製作費協賛金) 返品(上段) 不当な経済上の利益の提供要請(商品リユ ース代)(下段)	9	9,230,944	13	333,130,138
							13	390,132
28- 5	㈱ユーシン	製造	H28.11.16	減額(特別費用等)	41	142,682,625		
28- 6	㈱農協観光	役務	H28.11.25	減額(奨励金等)	13	11,633,936		
28- 7	㈱ニッド	製造	H29.2.23	減額(展示会協賛金, プラスワン登録料等)	28	約115,570,000		
28- 8	㈱プレナス	製造	H29.3.2	減額(半期協賛金, ディスカウントキャンペーン 協賛金) 返品	6	31,608,872	4	2,519,315
28- 9	㈱あらた	製造	H29.3.7	減額(現金引, 基本取引条件, 無返品分担金 等)	10	15,016,075		
28- 10	㈱井筒授与品店	製造	H29.3.16	減額(歩引き)	40	17,881,006		
28- 11	アトムリビンテック㈱	製造	H29.3.22	減額(金利相当額, 協賛金, 歩引き)	39	47,703,052		
29- 1	㈱久世	製造	H29.4.27	減額(特別条件, 年間レポート等)	52	50,439,920		
29- 2	山崎製パン㈱【措置請求】	製造	H29.5.10	減額(バンダー協賛金, 箸・フォーク代等)	10	46,224,401		
29- 3	寿屋フロンテ㈱	製造	H29.6.23	減額(原低, 遡及適用)	8	18,705,174		
29- 4	タカタ㈱	製造	H29.7.18	減額(一時金, 遡及適用)	64	249,769,538		
29- 5	㈱セブーンイレブン・ジャパン	製造	H29.7.21	減額(商品案内作成代, 新店協賛金)	76	227,461,172		
29- 6	㈱伊藤園	製造	H30.2.5	減額(特別協力金等)	2	118,801,404		
29- 7	サトープリンティング㈱	製造	H30.3.26	減額(生産システム利用料, ドットプリンタ保守 料等)	39	98,815,194		
29- 8	DXアンテナ㈱	製造	H30.3.29	減額(遡及適用)	1	12,542,830		
29- 9	㈱大冷	製造	H30.3.30	減額(品質管理指導料等)	43	約469,850,000		

年度-No.	関係人 (注1)	分野 (注2)	勧告 年月日	違反内容	下請代金の減額		その他(注3)	
					対象下請 事業者数 (名)	減額金額 (円)	対象下請 事業者数 (名)	金額 (円)
30- 1	マル厨工業(株)	製造	H30.4.26	減額(事務手数料及び金利, 協賛割戻金等)	20	16,806,142		
30- 2	小野建(株)	製造	H30.6.15	減額(割引利息等)	1,368	36,414,345		
30- 3	全日本食品(株)	製造	H30.8.29	減額(年契基本, 発注オンライン料, 販促 スポット条件, 決算協力金・販売奨励金等)	21	12,902,475		
30- 4	磯川産業(株)	製造	H30.10.17	減額(金利相当額, 仕入値引等)	33	11,131,440		
30- 5	(株)サンリオ	製造	H30.12.12	返品(上段) 不当な経済上の利益の提供要請(商品サンプル)(下段)			14	11,178,161 (注4)
							175	6,926,770 (注4)
30- 6	アイア(株)	製造	H31.1.23	減額(縫製会費等, 歩引き)	53	10,573,048		
30- 7	(株)柿安本店	製造	H31.2.21	減額(販売協力金)	5	15,158,869		
R1- 1	森永製菓(株)	製造	H31.4.23	減額(遡及適用)	5	9,582,853		
R1- 2	(株)LIXILビバ	製造	R1.9.27	不当な経済上の利益の提供要請(売場手直し)			43	9,737,765
R1- 3	三友工業(株)	製造	R1.9.27	減額(期間契約, 特別物件価格協力, 手数料)	36	20,104,269		
R1- 4	東洋電装(株)	製造	R1.9.30	減額(遡及適用)	32	15,678,869		
R1- 5	誠和産業(株)	製造	R1.11.22	減額(仕入割引)	54	27,862,291		
R1- 6	(株)レリアン	製造	R2.2.14	減額(マークダウン等による値引き, 手数料, 金利等) 支払遅延(上段) 返品(下段)	13	1,491,058,351	10	170,158,471
							13	655,331,070
R1- 7	(株)サンクゼール	製造	R2.3.19	減額(センターフィー)	31	37,254,503		
R2- 1	(株)リーガルコーポレーション	製造	R2.4.10	返品			26	11,474,218
R2- 2	(株)コモディイダ【措置請求】	製造	R2.6.18	減額(リポート代, POP代, 振込手数料)	14	16,350,036		
R2- 3	(株)フジデン	役務	R2.7.30	減額(CS管理費, 防犯カメラ代)	12	28,826,725		

(注1) 「関係人」欄中「【措置請求】」の記載のあるものは、中小企業庁長官から措置請求があった事件である。

(注2) 「分野」欄には、違反に係る下請取引が複数分野ある事件では、下請事業者が被った不利益が大きいものから記載している。

(注3) 「その他」欄の「金額」欄には、減額以外の事件について下請事業者が被った不利益の額を記載している。

(注4) 米ドルによる返品、利益提供要請金額を違反行為時点のレートで円換算した額を含む。